

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和7年6月9日(2025.6.9)

【公開番号】特開2025-4082(P2025-4082A)

【公開日】令和7年1月14日(2025.1.14)

【年通号数】公開公報(特許)2025-006

【出願番号】特願2024-171781(P2024-171781)

【国際特許分類】

H 04 N 19/103(2014.01)

10

H 04 N 19/136(2014.01)

H 04 N 19/176(2014.01)

【F I】

H 04 N 19/103

H 04 N 19/136

H 04 N 19/176

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月26日(2025.5.26)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エンコーダが実行するビデオ符号化の方法であって、

プロックの予測情報を生成し、前記プロックのサイズを決定するステップと、

前記プロックのサイズが閾値以下であるかどうかを判定する第1ステップと、

前記予測情報に基づいて、前記プロックがローカルデュアルツリー構造の下にあるかどうかを判定する第2ステップと、 30

前記プロックがクロマプロックであるかどうかを判定する第3ステップと、

前記第1ステップ、前記第2ステップ、及び前記第3ステップのうちの少なくとも1つの

ステップの判定結果に基づいて、前記プロックに対してパレットモードを使用するかどうかを示す第1のフラグを、シグナリングするステップと、

を含む、方法。

【請求項2】

前記第1のフラグをシグナリングするステップは、

前記プロックが前記クロマプロックではない場合に、前記プロックの幅と高さを乗じた値が16より大きいことを条件として前記第1のフラグをシグナリングし、 40

前記プロックが前記クロマプロックである場合に、前記プロックの幅と高さを乗じた値が16に所定の定数を乗じた値より大きいことを条件として前記第1のフラグをシグナリングする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1のフラグをシグナリングするステップは、前記プロックが前記ローカルデュアルツリー構造の下の前記クロマプロックではないことを条件として、前記第1のフラグをシグナリングする、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

エンコーダが実行するビデオ符号化の方法であって、

符号化ビデオビットストリームを生成および送信するステップを含み、

50

前記符号化ビデオビットストリームを生成および送信するステップは、
 ブロックの予測情報を生成し、前記ブロックのサイズを決定するステップと、
 前記ブロックのサイズが閾値以下であるかどうかを判定する第1ステップと、
 前記予測情報に基づいて、前記ブロックがローカルデュアルツリー構造の下にあるかどうかを判定する第2ステップと、
 前記ブロックがクロマブロックであるかどうかを判定する第3ステップと、
 前記第1ステップ、前記第2ステップ、及び前記第3ステップのうちの少なくとも1つのステップの判定結果に基づいて、前記ブロックに対してパレットモードを使用するかどうかを示す第1のフラグを、前記符号化ビデオビットストリームを含めるステップと、
 を含む、方法。

10

【請求項5】

デコーダが実行するビデオ復号の方法であって、
 符号化ビデオビットストリームからブロックの予測情報を復号するステップと、
 前記ブロックのサイズが閾値以下であるかどうかを判定する第1ステップと、
 前記予測情報に基づいて、前記ブロックがローカルデュアルツリー構造の下にあるかどうかを判定する第2ステップと、
 前記ブロックがクロマブロックであるかどうかを判定する第3ステップと、
 前記第1ステップ、前記第2ステップ、及び前記第3ステップのうちの少なくとも1つのステップの判定結果に基づいて、前記ブロックに対してパレットモードを使用するかどうかを示す第1のフラグを、前記符号化ビデオビットストリームから復号するステップと、
 を含む、方法。

20

【請求項6】

前記第1のフラグを復号するステップは、
 前記ブロックが前記クロマブロックではない場合に、前記ブロックの幅と高さを乗じた値が16より大きいことを条件として前記第1のフラグを復号し、
 前記ブロックが前記クロマブロックである場合に、前記ブロックの幅と高さを乗じた値が16に所定の定数を乗じた値より大きいことを条件として前記第1のフラグを復号する、
 請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記第1のフラグを復号するステップは、前記ブロックが前記ローカルデュアルツリー構造の下の前記クロマブロックではないことを条件として、前記第1のフラグを復号する、
 請求項5に記載の方法。

30

【請求項8】

請求項1～7のいずれか一項に記載の方法を行うように構成された装置。

【請求項9】

コンピュータに、請求項1～7のいずれか一項に記載の方法を実行させるためのプログラム。

40

50